

蕪崎市自殺対策計画

2019年度～2020年度

2019年3月

蕪崎市

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年に初めて年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成18年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、平成22年以降8年連続で減少し、平成27年には平成10年の急増前の水準まで減少しました。

しかし、いまだに多くの方が自殺により尊い命を亡くされており、非常事態は続いている状況にあります。このような中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

自殺は健康問題だけでなく、生活困窮や過労などの様々な社会的要因が複合して起こることが知られており、その多くが追い込まれた末の死であります。

また、自殺は個人の問題ではなく、その多くを防ぐことができる社会的な問題と考えられます。

蕪崎市では、自殺対策基本法の改正やこれまでのこころの健康に関する取り組みを踏まえ、このたび本市の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として「蕪崎市自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、市民が健康で生きがいを持って、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、本市のこれまでの自殺対策の取り組みをさらに充実し、推進することとしています。

今後は、本計画のもと、国、県をはじめ、関係機関との連携をさらに強化するとともに、市民の皆様との協働により自殺対策を含めた心の健康づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えを賜りました蕪崎市健康づくり推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

蕪崎市長 内藤 久夫

目次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 自殺の現状と課題	
1. 統計データに見る現状	2
(1) 自殺者数	2
(2) 自殺死亡率	3
(3) 地域自殺実態プロファイル	4
第3章 計画の推進	
1. 基本理念	5
2. 基本方針	6
3. 計画の数値目標	6
4. 具体的な取り組み	7
(1) 普及啓発活動の推進	7
(2) 人材の育成とネットワーク構築の推進	7
(3) 相談支援体制の充実	8
(4) 生きることの促進要因への支援	10
(5) 心の健康づくりの推進	12
第4章 計画の推進体制	15
資料編	
1. 韮崎市自殺対策計画策定経過	
2. 韮崎市自殺対策計画策定体制	

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

蕪崎市では、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、人と地域の絆を強めていく中で「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～（以下「自殺総合対策大綱」という。）」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。本計画は、市の最上位計画「蕪崎市第7次総合計画」を基とし、「蕪崎市健康増進計画」との整合性を持ち、自殺対策に関する他の計画と連携を図るものです。

3. 計画の期間

2019年度～2020年度までの2年間とします。

2021年度、第3次健康増進計画策定にあたり、取り組み内容の「休養・心の健康」について本計画と重複する部分が多いため、2年後に改めて自殺対策計画の内容を見直していきます。

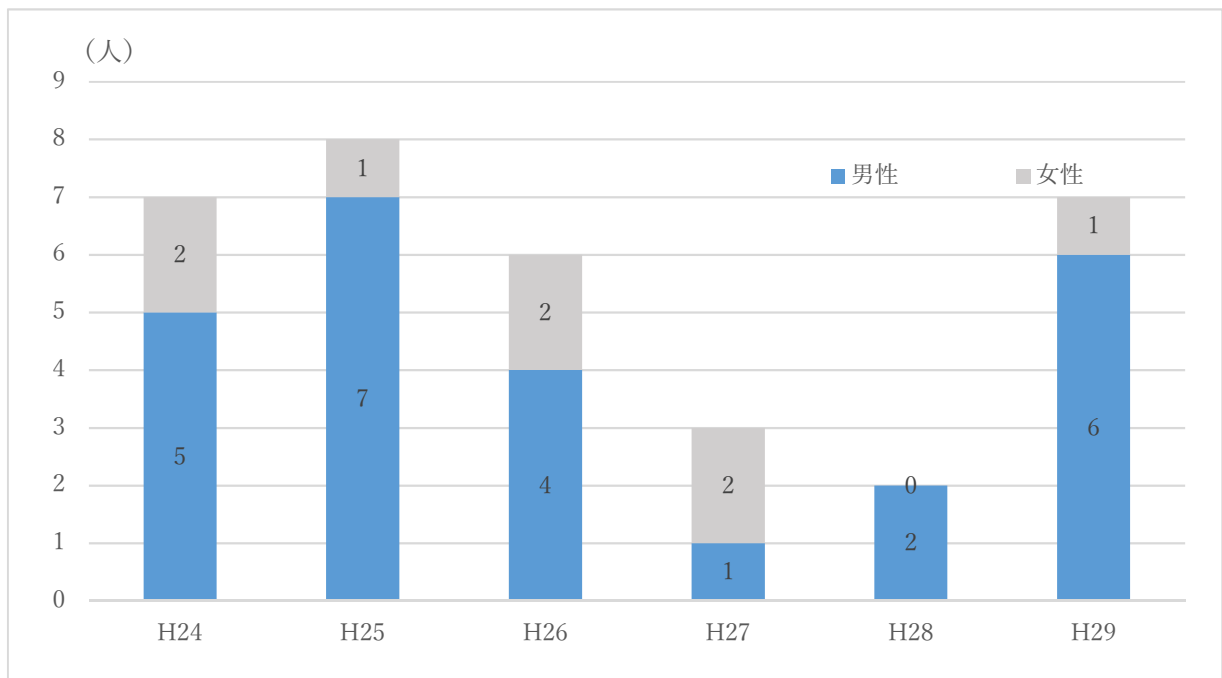
第2章 自殺の現状と課題

1. 統計データに見る現状

(1) 自殺者数（住所地）

韮崎市に住所を有していた自殺者は、過去6年間は年間10人以下で推移しています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
男性	5人	7人	4人	1人	2人	6人
女性	2人	1人	2人	2人	0人	1人
合計	7人	8人	6人	3人	2人	7人

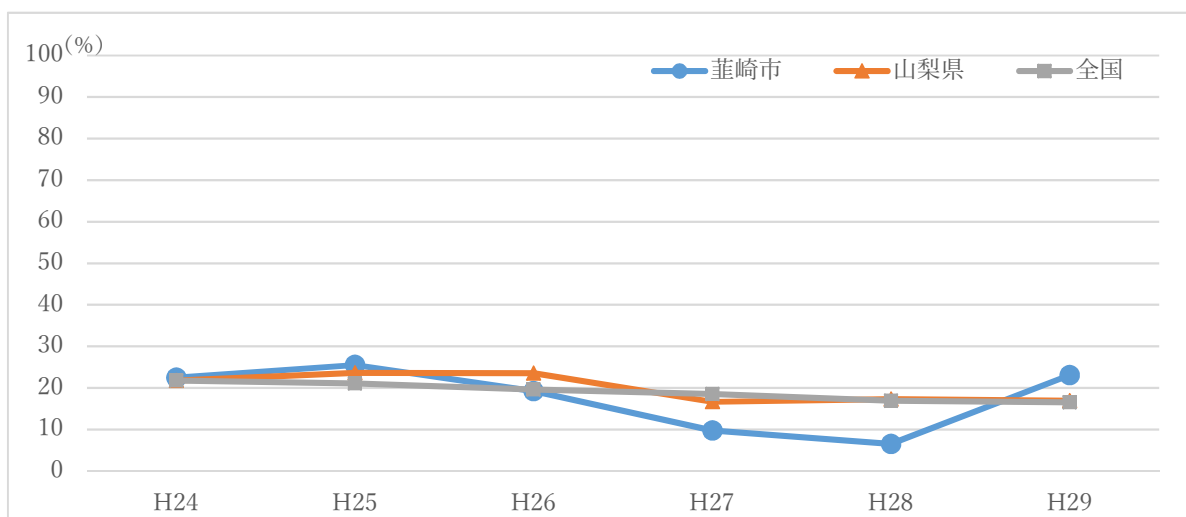


資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

(2) 自殺死亡率（住所地）

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、増減を繰り返していますが、平成27年・平成28年は、全国及び山梨県を下回っています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
韮崎市	22.47	25.51	19.22	9.76	6.54	23.1
山梨県	21.74	23.61	23.56	16.65	17.30	16.93
全国	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府）

特定の地区での件数を比較する場合、単純にその件数を比較すると対象者数（人口）の差が出てしまうので、人口を10万人だと仮定した場合の件数を比較しています。ただし、1年間に発生した件数を人口で割りそのうえで10万をかけているため、人口規模が小さいところで1件発生が増えると計算後の値も大きく変動してしまいます。

(3) 地域自殺実態プロフィール（支援が優先されるべき対象群）

1) 自殺者の属性

平成24年～平成28年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロフィール」により、葦崎市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年齢×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。

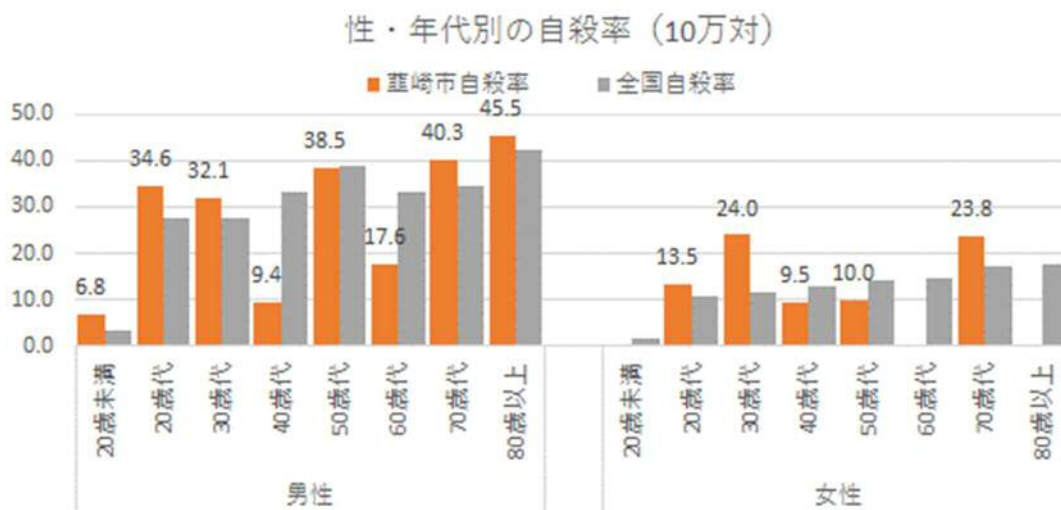
また、この属性情報から、市において推奨される重点施策として、「高齢者」「勤務・経営」「子ども・若者」「無職者・失業者」「生活困窮者」に対する取り組みが挙げられました。

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性 60歳以上有職同居	4	15.4%	42.8	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
2位: 女性 20～39歳無職同居	3	11.5%	54.8	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位: 男性 40～59歳有職同居	3	11.5%	18.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: 男性 20～39歳無職同居	2	7.7%	81.2	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位: 男性 60歳以上無職同居	2	7.7%	18.4	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺

2) 性・年代別（H24～28年平均）（自殺統計（自殺日・住居地））自殺者数

本市の自殺者数は平成24年～平成28年で合計26人（男性19人、女性7人）となっています。

男性は、40歳代・50歳代・60歳代を除くすべての年代で全国に比べ自殺率が高くなっています。女性は、20歳代・30歳代・70歳代において全国に比べ自殺率が高くなっています。



第3章 計画の推進

1. 基本理念

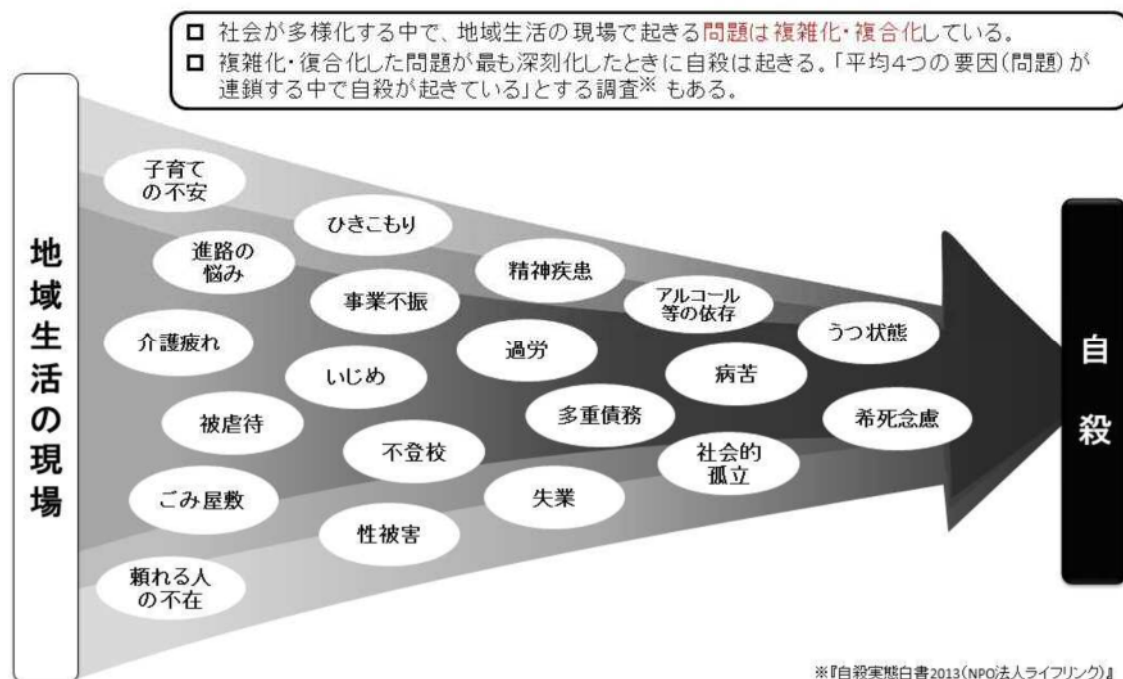
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

下図にあるように、自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じた「生きることの包括的な支援」によって社会全体の自殺リスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

図 自殺の危機要因イメージ



2. 基本方針

自殺の背景には、病気の悩み等の健康問題、多重債務等の経済問題、介護等の問題、ひきこもりの問題などの多様な要因があります。そのため、自殺対策としては、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺のリスク要因を減らし、自殺に対する保護要因を増やすよう総合的に実施することが必要です。

これまで、各関係機関等で各種相談窓口の設置や地域の支え合いの醸成、ネットワークの強化等に取り組んでおり、自殺対策につながっていたと考えられます。そこで、今回の計画策定にあたり、これまでの取り組みを「基本方針」に位置づけ、引き続き、関係機関や関係部署との連携を強化し、生きる支援に向けて取り組んでいきます。

基本方針 1

「普及啓発活動の推進」

基本方針 2

「人材の育成とネットワーク構築の推進」

基本方針 3

「相談支援体制の充実」

基本方針 4

「生きることの促進要因への支援」

基本方針 5

「心の健康づくりの推進」

3. 計画の数値目標

自殺総合対策大綱において、国は 2026 年までに自殺死亡率を 30%以上減少させることを目標としています。本市においては、国の考え方、2012 年から 2016 年の 5 年間の自殺者数（住所地）を踏まえ、以下を目標として設定します。

	現状 2012 年～2016 年	目標 2019 年～2020 年
自殺者数 (住所地)	26 人	自殺者の減少

4. 具体的な取り組み

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

(1)：普及啓発活動の推進

各相談窓口の周知を図るとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間に普及啓発を行い、自殺予防のための情報提供を行います。

事業名	取り組み	担当課
自殺の実態把握	自殺対策に必要な環境整備を進めるため、市内の自殺者情報の分析を行います。	健康づくり課
相談の受け皿の周知	広報やホームページ、各種事業を通じて相談窓口や相談場所の周知を図ります。	健康づくり課
自殺予防週間・自殺対策強化月間の実施	9月の自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間に広報や各種事業等を通じて、重点的に普及啓発を実施します。	健康づくり課
武田の里フェスタ葑崎での自殺予防周知の実施	毎年10月に武田の里フェスタ葑崎にて、リーフレット配布等普及啓発を実施します。	健康づくり課

(2)：人材の育成とネットワーク構築の推進

1) 人材の育成

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、かかわりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

ゲートキーパー*の役割を担う人が増えることで、生き心地のよい社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

事業名	取り組み	担当課
ゲートキーパー・こころの健康講座研修出前塾	希望する団体等へ出前塾にて、心の健康や自殺に関する基礎知識の普及啓発を図ります。	中北保健所 健康づくり課

*ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

2) ネットワークの構築

地域セーフティーネット連絡会議において広域的な観点から自殺予防対策を進めるとともに、高齢者は孤立することなく安心して生活を送ることができるよう、高齢者見守りネットワークを推進します。また、要保護児童及びその保護者に対して、関係機関が密に連携して子どもたちを守るための支援を行い、誰も自殺に追い込まれることのない韮崎市を目指して、地域の関係機関が有機的な連携・協働して総合的に自殺対策を推進します。

事業名	取り組み	担当課
地域セーフティーネット連絡会議	2008（平成20）年より、中北保健所 峡北支所管内にて会議を開催しています。自殺対策の課題について情報共有し、地域住民の心の健康維持・向上及び自殺者の減少につながる取り組みについて話し合っています。	中北保健所 峡北支所 健康づくり課 福祉課
高齢者見守りネットワーク	高齢者の見守りを行うとともに、異変を認めた場合は適切な支援につなげ、高齢者が孤立することなく、安心して生活を送ることができる地域を形成しています。	長寿介護課
韮崎市要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその保護者に対して、関係機関が密に連携し、情報交換、支援内容の協議や解決策の検討等を行い、子どもの安全を守るために設置しています。	福祉課

(3)：相談支援体制の充実

現在、本市では様々な相談窓口を設置しています。今後も、これらの相談窓口の周知と利用促進に努めます。

事業名	取り組み	担当課
心の健康相談	心や身体の心配事がある方の相談に応じます。	健康づくり課
保健師等による家庭訪問	自殺の原因は健康問題が多いため、保健師等による家庭訪問で心の相談を実施します。	健康づくり課
家族介護者相談	認知症や介護、うつに関する相談、また本人や家族の心や身体の相談も実施します。	長寿介護課
障がい者総合相談	在宅の障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、基幹相談支援センターにおいて障がいがある人、その保護者、	福祉課

	介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護、障害者差別の解消など必要な援助を行います。	
人権相談	差別や虐待、パワーハラスメント等、様々な人権問題についての相談を行います。	総合政策課
法律相談	不動産登記、商業・法人登録、相続、多重債務、成年後見、その他様々なトラブルや法律紛争、法的手続きの身近な法律相談を行います。	総合政策課
こころの健康相談 統一ダイヤル	悩みを抱えた方への電話相談を実施します。	自殺防止センター
多重債務者等心の健康相談	法テラスの無料法律相談時に保健師による心の健康相談を実施します。	自殺防止センター
家庭内暴力に関する相談	配偶者や交際相手等からの暴力に悩んでいる女性からの相談を行います。	山梨県女性相談所（山梨県配偶者暴力相談支援センター）
仕事・職場に関する相談	賃金・解雇・雇用に関する事など、労働問題全般について相談を行います。	山梨県県民生活センター （中小企業労働相談所）
法的な困りごとの相談	裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用を容易にし、弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための相談を行います。	法テラス山梨
山梨いのちの電話	打ち明けることのできない苦しみを一人で抱え、生きることがつらくなったとき、電話による対話を通じて、再び生きる勇気を取り戻すことを目的に活動しています。	山梨いのちの電話
自死遺族への相談支援	大切な人を亡くされたご家族の相談に応じ、心のケアに努めます。	山梨県立精神保健福祉センター
ヤングテレフォン甲府	少年自身や保護者等からの少年問題に関する悩み等についての電話やメール、面接での相談を行います。	山梨県警察本部

いじめ・不登校ホットライン	いじめや不登校に限らず、学校教育全般についての相談を行っています。	山梨県総合教育センター
子どもの人権110番	いじめや虐待等、親にも言えず誰に相談していいか悩む子どもの相談に応じます。	法務省・法務局
ひきこもり相談	本人や家族等から、ひきこもりの電話相談に応じ、内容により医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行います。	山梨県立精神保健福祉センター
こころの健康相談 ストレスダイヤル	家庭、職場、学校などの人間関係やストレスによる様々な悩み、不安、精神疾患等についての相談を行います。	山梨県立精神保健福祉センター
障害者110番	障がい者とその家族を対象とした財産管理、相続、契約、金銭貸借、職場、家族関係の悩みに弁護士が無料で相談に応じます。	山梨県障害者社会参加推進センター

(4)：生きることの促進要因への支援

1) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援

国の妊産婦の死因の1位は自殺で、現在深刻な問題となっています。原因は産後うつ、育児のストレスなどが関係しています。本市では妊婦・産婦・子育てをしている保護者に対して、保健師、子育て支援センター職員、家庭児童相談員等が一人ひとり顔の見える関係を構築し、妊娠から出産、子育てに至る包括的な支援を行っており、今後とも支援の充実を図り、自殺のリスク低下に努めます。

事業名	取り組み	担当課
産婦健診	産後間もない時期の母親の体と心の健康状態を確認するため、産後2週間及び産後1か月の健診を行い、産後うつスクリーニングを実施します。	健康づくり課
妊産婦訪問事業 新生児訪問事業	地区担当保健師や助産師が自宅を訪問し、健康相談や新生児の成長発達の確認を行います。	健康づくり課
産前産後ケア事業	育児に対する不安の強い産後4か月未満の母子を対象として、利用を希望する母子が産前産後ケアセンターへ宿泊しながら母親の心身の回復と育児技術指導を提供します。	健康づくり課 産前産後ケアセンター
子育て支援センター事業	保育士が常駐し、親子の交流やイベント	子育て支援セ

	の開催、子育て相談、子育てに関する情報提供を行います。	ンター
養育支援訪問事業	ハイリスクの妊産婦、要保護・要支援児の成長発達を確認し、母親の育児不安解消と虐待の防止に努めます。	健康づくり課
家庭児童相談員設置事業	家庭児童相談員による、児童やその家庭に生じた問題など相談支援を行います。	福祉課
ひとり親家庭への支援	関係機関と連携強化による保育所入所や就労支援等、生活全般にわたり、ひとり親家庭への相談支援を行います。	福祉課

2) 生活困窮者に対する支援

生活困窮の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、介護、多重債務、労働など多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向です。

そのため、生活困窮は経済的な困窮にとどまらず、自殺リスクの高い傾向があります。市では、2015（平成27）年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく支援を行っていますが、今後は生活困窮者への支援と自殺対策が相互に連携しながら進めていきます。

事業名	取り組み	担当課
生活困窮者自立支援事業	暮らしや仕事など生活面で困っている人に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業により、早期段階から個別支援を提供していきます。 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズに応じた各種相談が行われるよう、関係機関と連絡調整します。	福祉課
低所得者の生活支援	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、県やハローワークと連携し、低所得者の的確な把握に努めるとともに、生活の安定と自立支援に向けた活動を推進します。	福祉課

3) 高齢者に対する支援

高齢者は身体機能、認知機能の低下や親しい人との死別などから、閉じこもりやうつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいといった特徴があります。こころの健康状態は、睡眠の充足度、地域とのつながり、相談相手の有無と関係していることから、地域包括支援セ

ンターと協働・連携し、高齢者の環境の変化に応じた支援に努めます。

事業名	取り組み	担当課
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等の生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供し、自立した日常生活を支援しています。	長寿介護課
脳若返り教室	タブレットを使用した認知症予防を目的とした教室を開催しています。	長寿介護課
認知症カフェ	認知症の方とその家族、地域住民、専門職等が安心して集える場を開催しています。	長寿介護課
緊急通報システム	緊急連絡装置を設置することによって、一人暮らし・虚弱高齢者等の相談及び緊急時に対し、安心安全な生活を支援します。	長寿介護課
高齢者配食サービス	栄養改善や一人暮らし高齢者に対する見守りを目的とした配食サービスを行います。	長寿介護課

4) 精神障がい者に対する支援

自殺を図った人の直前のこころの状態をみると、大多数は様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態になっていることが明らかになっています。そのため、精神障がい者への支援に努める必要があります。

事業名	取り組み	担当課
地域活動支援センター運営委託	精神障がい者の居場所として創作的活動や生産活動、社会との交流促進や余暇支援の機会を提供する地域活動支援センターの運営を委託します。	福祉課

(5)：心の健康づくりの推進

1) 地域におけるこころの健康づくり

本市では、地域での交流場所や集まる機会が数多く、各町で開催されています。

事業名	取り組み	担当課
いきいき貯筋クラブ	身近な各町公民館(12会場)で健康運動指導士による体操教室を開催しています。	長寿介護課
いきいき百歳体操	住民が主体となって実施しており、調節可能な重りを使った体操を週1回行っています。	長寿介護課
地域まるごと介護予防推	身近で定期的な交流の場を提供すること	長寿介護課

進事業	で、閉じこもり予防や介護予防につながり、 住み慣れた地域で生活することを支援しま す。	
老壮大学（クラブ活動）	毎月の講座・クラブ活動を通じ、高齢者の 交流の場と生きがいをづくりを支援します。	長寿介護課
ことぶきデイルーム	地域の高齢者と子供たちに交流の場を提 供し、ふれあうことにより高齢者の生きが いづくり等を推進します。	長寿介護課
介護支援ボランティア事 業	高齢者がボランティア活動を通じて社会 参加することで、自分自身の健康増進や介 護予防・生きがいをづくりを推進します。	長寿介護課
シニア健康サポーター養 成事業	養成講座を受講し、シニア健康サポー ターとして登録後、介護予防事業への協力を 通じ、自らの介護予防も支援します。	長寿介護課
認知症サポーター養成事 業	市民や企業等を対象に、認知症につい ての正しい知識の普及啓発を行います。	長寿介護課
民生委員等活動	市民の身近な相談相手として活動してい ます。	福祉課

2) 学校におけるこころの健康づくり

学校におけるいじめも 10 歳代の自殺のリスクとなっています。学校においては児童の
悩みを受け止められるよう相談体制を強化するとともに、不登校児童への対応やいじめ対
策、命を大切に教育を推進します。

事業名	取り組み	担当課
生徒指導・教育相談の充実	一人ひとりを大切にし、信頼関係に基づ く教育を推進するため、情報収集に努める とともに、チーム対応ができるよう、報告・ 連絡・相談体制を強化します。	教育課
心と体の健康支援事業	教育相談員を設置し相談を受けるととも に、希望に応じてスクールカウンセラーや スクールソーシャルワーカーとの面談を実 施します。	教育課
不登校児童生徒への対応	不登校児童生徒の悩みの克服と人間関係 づくりを支援し、1日も早い学校復帰（学 級復帰）と児童・生徒の自己実現を図るた め、必要に応じ適応指導教室を設置します。	教育課

いじめへの対応	いじめ対策については、2018(平成30)年9月に改訂した「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいていじめを許さない意識を醸成し、いじめの未然防止と早期発見を徹底した対応を行います。	教育課
命を大切にする教育の推進	道徳科、体育科(保健体育)、総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じて適切に指導し、学校の教育活動全体で命を大切にする教育を推進します。	教育課 健康づくり課

3) 職場におけるこころの健康づくり

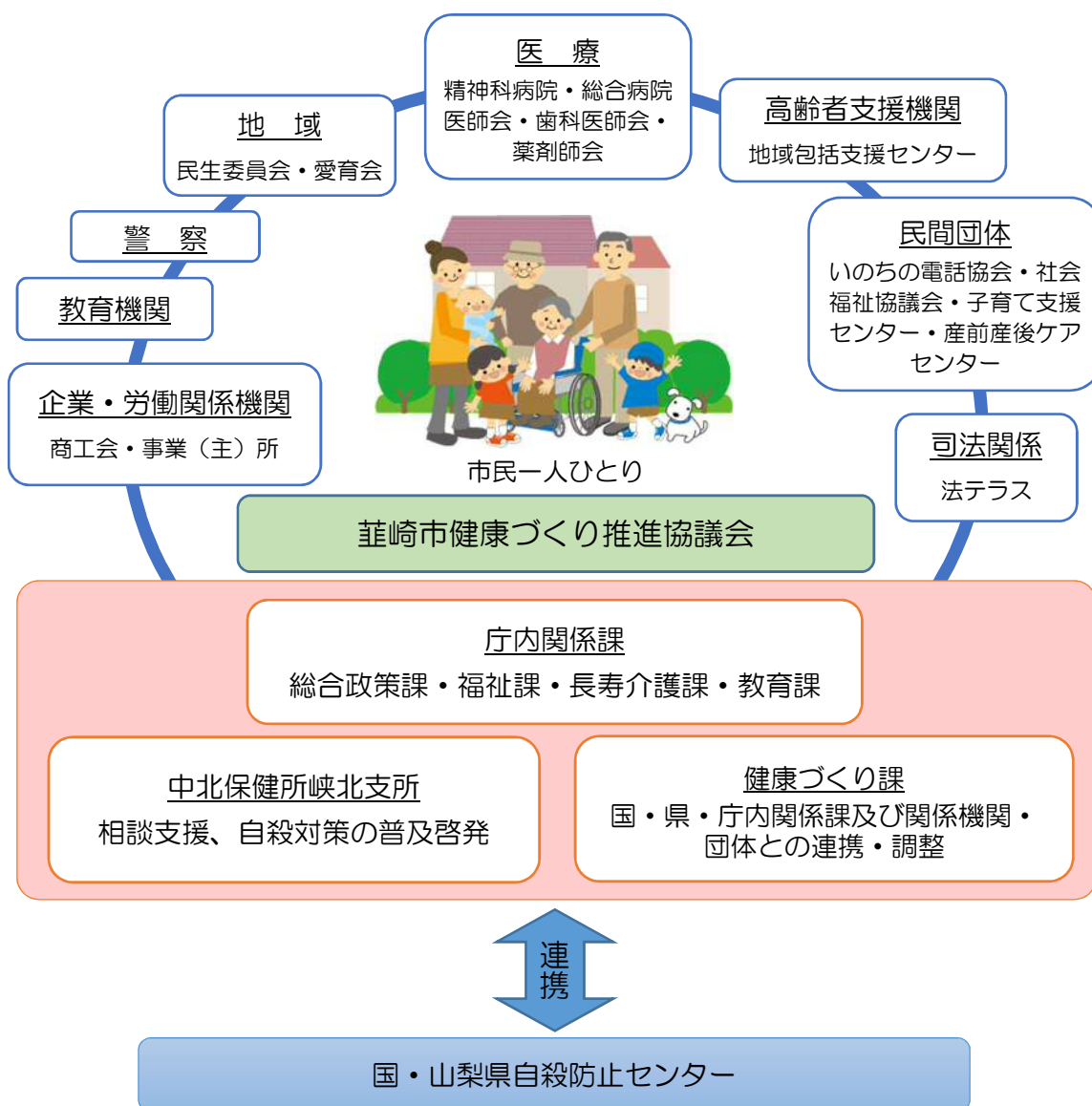
職場環境のさまざまな負担が労働者の心の健康に重大な影響を及ぼしています。そのため、市役所におけるメンタルヘルス対策を進めるとともに、市内企業における取組の普及に努めます。

事業名	取り組み	担当課
市内企業のメンタルヘルス	2006(平成18)年3月に国が公示した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づくメンタルヘルスケアの普及に努めます。	商工会 事業(主)所 健康づくり課

第4章 計画の推進体制

心の健康づくり・自殺対策の推進のためには、市民一人ひとり、関係団体、行政が連携・協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。また、計画の推進のために庁内全体で横断的に取り組む体制づくりも必要です。

本市では、「健康づくり推進協議会」において実施状況を評価しながら、実情に応じた施策を推進していきます。



資料編

1. 韮崎市自殺対策計画策定経過

年	月日	内容
平成30年	8月9日	第1回 健康づくり推進協議会 ・「韮崎市自殺対策計画」概要説明
	9月14日	第1回 庁内ワーキンググループ会議 ・計画策定概要説明 ・策定スケジュール
	9月14日 ～9月28日	各課において自殺対策への取り組みについて検討 ・事業の棚卸 ・計画内容の検討
	10月18日	第2回 庁内ワーキンググループ会議 ・各課より具体的な取り組みについて説明 ・計画内容の見直し
	11月29日	第2回 健康づくり推進協議会 ・計画策定の経過説明 ・「韮崎市自殺対策計画」(素案)について検討
平成31年	1月7日 ～1月31日	パブリックコメントの実施

2. 蕪崎市自殺対策計画策定体制

(1) 蕪崎市健康づくり推進協議会委員名簿

	団 体 名	役 職	氏 名	協議会 役員
行政 機関	山梨県中北保健福祉事務所	峡北支所長	岩佐 敏	
	蕪崎市小中学校校長会	副会長	阿部 洋文	
保健 医療 関係 団体	蕪崎市医師会	会長	海部 真美子	
	蕪崎市歯科医師会	会長	山本 信	
	蕪崎市立病院	院長	東田 耕輔	
	蕪崎ウィメンズクリニック	院長	海部 真美子	
	蕪崎市民生委員児童委員協議会	会長	一木 芳恵	職務代理
	蕪崎市地区長連合会	会長	水川 勉	会長
	蕪崎市市町村の国民健康保険事業 の運営に関する協議会	会長	水川 勉	
	蕪崎市公民館連絡協議会	会長	小澤 徹	
	蕪崎市スポーツ推進員会	会長	金丸 光太郎	
	蕪崎市愛育会	会長	越石 奈津美	
	蕪崎市食生活改善推進員会	副会長	大柴 希代子	
	蕪崎市地域包括支援センター	代表	貝瀬 京子	

(2) 韮崎市健康づくり推進協議会設置要綱

平成 30 年 3 月 28 日告示第 97 号

韮崎市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 韮崎市における総合的な健康づくりのための方策について審議及び検討をし、住民の健康増進を図るため、韮崎市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議及び検討し、必要に応じて、市長に具申する。

- (1) 総合的な保健計画の策定に関すること。
- (2) 各種健康診査事業、保健相談、保健栄養指導、食生活改善等地区組織の育成、健康教育等健康づくりのための方策に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関、保健医療関係団体及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際廃止前の**葦崎市健康づくり推進協議会設置要綱**(昭和54年4月**葦崎市訓令乙第2号**)の規定により市長から委嘱された委員は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱された者の任期は、廃止前の**葦崎市健康づくり推進協議会設置要綱**の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

(3) 韮崎市自殺対策計画策定庁内ワーキンググループ会議委員名簿

所属	役職	氏名	備考
総合政策課	政策推進担当リーダー	山本 英俊	
福祉課	社会福祉担当リーダー	小中澤 淳	
福祉課	子育て支援担当リーダー	小澤 京子	
福祉課	障がい福祉担当リーダー	早川 洋	
長寿介護課	介護予防担当リーダー	福田 望	
長寿介護課	介護支援担当リーダー	保坂 由美	
教育課	学校教育担当リーダー	早川 千尋	
健康づくり課	健康増進担当リーダー	稀代 邦哲	事務局
健康づくり課	保健指導担当リーダー	内藤 静香	事務局
健康づくり課	保健指導担当	小屋 理恵	事務局

韮崎市自殺対策計画

2019年3月

発行編集：韮崎市健康づくり課
〒407-0024
山梨県韮崎市本町3丁目6番3号
TEL：0551-23-4310
